

【書式2】 従業者個人情報の取得及び取扱いに関する同意書

従業者個人情報の取得及び取扱いに関する同意書（注1）

株式会社
代表取締役社長 殿

私は、貴社の従業者個人情報（以下「個人情報」といいます。）の取扱いについては、以下の事項に同意します。（注2）

第1条（個人情報の取得及び利用目的）

貴社が以下の個人情報について、各項記載の利用目的で取得し、その目的の範囲内で利用すること。

- (1) 基本情報：氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、国籍、顔写真

利用目的：業務上の連絡、給与等（報酬、給与、賞与、諸手当、支給交通費等を含む。以下同じ。）の決定、人事考課、年金関係手続、社会保険関係手続、租税公課手続、福利厚生 の提供、法律上要求される諸手続、その他雇用管理のため

- (2) 給与等関係情報：給与等の額、給与等支払形態、家族構成、扶養家族、通勤経路、給与等振込口座

利用目的：給与等の決定及び支払、租税公課手続のため

- (3) 人事情報：目標管理シート、履歴書、職務経歴書、資格、免許

利用目的：人事考課、配属先決定、研修・教育のため

- (4) 健康情報：健康診断結果、身体測定結果、診断書、病歴、障害（注3）

利用目的：従業者の健康管理、配属先の決定、退職・復職等就労の可否の判断、安全配慮義務の履行その他健康的な就業状態の確保のため

- (5) 家族関係情報：家族構成（同居・別居の別を含む。）、扶養家族

利用目的：福利厚生 の提供、育児・介護休暇の付与の判断、租税公課手続のため

第2条（第三者提供）

貴社が、以下の場合において、個人情報を第三者に提供すること。

- (1) 給与等の振込のために貴社取引銀行に提供する場合

- (2) 年金関係手続、社会保険関係手続、租税公課手続、その他法律上要求される諸手続のために該当官庁に提供する場合
- (3) 出向が予定されている従業者については、出向先企業に提供する場合
- (4) 外国の法令に基づき、調査、照会、訴訟手続その他これらに類する手続に応じて外国にある第三者に提供する場合（注4）

第3条（委託、事業承継、関係会社への提供）

- 1. 貴社が、第1条記載の利用目的の範囲内で、個人情報の全部又は一部を、必要かつ適切な安全管理措置を講じていると認められる外部事業者
に委託する場合があること。（注5）
- 2. 貴社が、合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴
い、個人情報の全部又は一部を承継先企業に提供する場合があること。
- 3. 貴社が、第1条記載の利用目的の範囲内で、個人情報の全部又は一部
を、貴社の関係会社（外国にあるものを含む。（注6））に提供する場合
があること。（注7）

第4条（個人情報提供の任意性）

私が貴社に対しその個人情報を提供することは任意であるが、個人情報を
正しく提供しない場合、雇用管理上及び業務上不利益を被る場合があるこ
と。

【個人情報に関する相談窓口】

株式会社 部

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail : xxxx@xxxx.xx.xx

年 月 日

住所：

氏名：

- (注1) 法令上、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）については、その他の個人情報と異なる規律が置かれているため、本書式では対象外としています。
- (注2) 本書式では、「個人データ」「個人情報」の語の併存による従業員の混乱を回避するため、法令上、「個人データ」の規制に関わる事項についても対象を「個人情報」としています。
- (注3) 健康情報の多くが該当すると思われる要配慮個人情報は、その取得に際し本人の同意が必要であり、本書式は当該同意書面として機能させることをも意図しています。なお、労働安全衛生法に基づき事業者が実施する健康診断の結果等、法令に基づく場合は取得の同意は不要です（新法17②一）。
- (注4) 本人の同意を要せずに個人データを第三者に提供できる場合の1つとして「法令に基づく場合」がありますが（新法23①一）、同号の「法令」には外国の法令は含まれないため（政令規則パブコメ995参照）、本条項は、米国民事訴訟におけるディスカバリー制度に応じて個人データを提供する場合等を想定して本人の同意を取得しておくことを意図しています。なお、同号は、国内の法令上、第三者提供が義務付けられている場合に限らず、第三者提供の根拠が規定されている場合を含む趣旨であり、後者の一例としては、文書送付嘱託（民訴226）につき、個人データを本人の同意なく第三者に提供することができるとする裁判例があります（宇賀156項参照、大阪高判平19・2・20判夕1263・301）。
- (注5) 本書式では国内にある委託先を想定しています。外国にある第三者に委託する場合には、委託先が一定の要件（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していること又は個人情報保護委員会規則で定められた国にあること）を満たさない限り、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得する必要があります（新法24）。その際、提供する国名を個別に示す、実質的に本人から見ると提供先の国名を特定できるようにする、国名を特定する代わりに外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する等、本人が同意に応じるか判断できるよう必要かつ合理的な方法をとることが求められます（外国第三者提供パブコメ715参照）。本書式においても、事案に応じてできるだけ具体的に記載するのが望ましいといえます。
- (注6) 外国にある関係会社への提供が想定されない場合には削除してください。
- (注7) 関係会社への提供が想定されない場合には削除してください。